

消費税率引き上げに伴う審査手数料及びプログラム認証に係る手数料の改定について

一般社団法人食農共創プロデューサーズ

2019年10月1日より消費税率（10％）の引き上げに伴い、「食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度-国家戦略・プロフェッショナル検定-」の認定に係る審査手数料及びプログラム認証に係る手数料を下記のとおり、改定いたします。なお、審査手数料の団体料金割引については、据え置きといたします。

認定に係る審査手数料につきましては、申請申込日を問わず、2019年10月1日以降に実施する、第2回審査（受付期間：2019年10月1日（火）から10月25日（金））より適用いたします。プログラム認証に係る手数料は、2019年10月1日（火）以降に受け付けたものより適用いたします。ご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

【認定に係る審査手数料（税込み）】

	審査手数料	「できる」判定をお持ちの方 「わかる」審査手数料	「わかる」判定をお持ちの方 「できる」審査手数料
レベル1	5,500円 (3,000円)※	—	—
レベル2	16,500円 (14,000円)※	5,500円 (3,000円)※	11,000円
レベル3	19,800円	8,800円	11,000円
プロレベル (レベル4、5)	33,000円	—	—
プロレベル (レベル6)	55,000円	—	—

- ・食 Pro.レベル認定は「わかる」「できる」の判定を経て、認定されます。（プロレベルを除く）
- ・括弧内は、団体料金割引です。大学生、専門学校生、高校生等学生を対象としたレベル1、2の育成プログラムで、実施機関が「わかる」申請の手続きを10名以上取りまとめて行う場合には団体割引料金を適用しています。
- ・判定はマイページの「レベル認定・判定履歴」にてご確認できます。

【プログラム認証等に係る手数料（税込み）】

	新規認証審査／回	変更審査／回※	更新／年
学校等プログラム	なし	なし	なし
その他のプログラム	33,000円	11,000円	11,000円

※更新の手数料は、年度を超えるプログラム継続に係る費用です。

1. 学校等プログラムとは

(1) 以下のア～ウの学校等が行うプログラム

ア 学校教育法（特例を含む）の規定により設置された学校

(ア) 第2条における主体（国、地方公共団体、私立学校法第三条 に規定する学校法人）により設置された高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、専修学校

(イ) 構造改革特別区域法の規定による学校教育法の特例により学校を設置 することができる株式会社（学校設置会社）及び特定非営利活動法人（学校設置非営利法人）が構造改革特別区域に設置する学校

イ 独立行政法人等の個別の法律により設置される大学校等の学校

(ア) 独立行政法人水産大学校法の規定による水産大学校

(イ) 職業能力開発促進法の規定による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

(ウ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定による中小企業大学校

(エ) その他

ウ 地方公共団体により設置された大学校等の学校

（農業大学校、市民大学校、職業能力開発校、職業能力開発校など）

(2) 地方公共団体が自ら行うプログラム

（「自ら行う」とは、自治体が予算措置を行い、プログラムの内容、及び修了証の発行要件について監督権を持つものとする。）

2. その他のプログラムとは

「学校等プログラム」以外のプログラムを指します。